

埼接ミニ情報

23年7月号

発行
 (社)埼玉県接骨師会
 企画総務部

今年は例年より10日～15日早く関東地方で梅雨明け宣言が出され、その後、昨年同様、連日猛暑が続いております。その様な中で「なでしこJAPAN」のワールドカップ優勝は日本全体を勇気づけてくれました。彼女たちの直向きさ、明るさ、そして強さ、向上心は実に清々しく、私達も何事に対してもあのように向き合っていかななくてはならないんだと年甲斐もなく感動してしまいました。

【公益社団法人移行関連】

本会では、公益社団法人移行認定申請に向かって着々と準備しております。7月30日の臨時総会においては「定款の変更の案」が議題として上程され、可決承認頂ければよいよ申請書類作りも本格化します。7月15日開催された評議員会で、公益社団法人を目指すにあたり、もう一度、その理由をミニ情報等で会員に説明してもらいたいとの提案がありました。今まで様々なところで説明してまいりましたが、会員の皆様の理解無くしてはこの制度改革に乗り遅れてしまいますのでその要点を簡略に以下説明いたします。

今回の法人改革において、一般論的に、現行の民法上の社団法人とほぼ同格となるのが公益社団法人となります。ですから、基本的に現在の法人の形態、即ち、税の面、資産保全の面、社会的信用の面を今まで同様に維持していくためには、公益社団法人になる必要があります。

また、本会で一番の目的となるのは、会員の生活の基盤である「三者協定による療養費の受領委任制度の適切な運用と健全な発展」に「本会が今後も三者協定の協定者として寄与し」その「国民にとり必要な制度を維持・発展させていく」ためには「本会自体が公益性の高い団体となり、今後も協定者となる」必要があります。昨年国会で厚労省は「柔整療養費の受領委任制度は国民の健康を守る上でも必要な制度である」と答弁しております。不特定多数の国民の健康維持に必要なこの制度の維持はよりよい発展に協定者として寄与していくことに高い公益性があるものと考えています。

多数の会員を抱える本会においては、会員の生活基盤である受領委任制度を少しでも安定した制度となるよう努力するのが執行者の義務です。今回の制度改革において、受領委任制度に関する本会の様々な事業が公益性の高い事業と認められることは、不安定な制度であるといわれるこの制度を今後も支えていく一つの根拠となることでしょう。

臨時総会の後が正念場になってきます。このような執行者の考えをご理解いただき、会員一致団結して公益社団法人に向かっていただきたいと思います。

今回は、新しい定款のポイントを説明いたします。

【保険部より】

申請書に関する注意事項をQ&A形式にしました。今後シリーズで掲載する予定です。

Q1：骨折・脱臼・不全骨折に対する施術に係る医師の同意を得た旨については、施術録だけでなく申請書にも記載する（同意年月日、同意した医師の氏名）ことになりましたが、医師の同意を受ける際、患者が医師の氏名の確認をせずに治療を受ける場合等があるが、そういった場合、支給申請書に医師の氏名まで記載する必要があるか？

A：医師の氏名までの記載を原則とする。しかし、総合病院等の医師から同意を得た場合等で後に確認するも医師の氏名の確認が困難な場合には、同意年月日、医療機関名及び患者より聴取の旨等の記載でも差支えない。

『記載例』

同意年月日 平成23年7月25日

〇〇総合病院 整形外科担当医 患者より聴取

Q2：3部位目以上（100分の70に相当する金額により算定する）の具体的な負傷原因はどの程度まで必要なのか？

A：「負傷の原因」は、保険者等での確認が容易になるよう、申請書毎に記載をされたい。また、具体的な負傷の原因は、どこで、どうして、どうなったか等負傷等に至った状況が分かるよう次の記載例を参考にされたい。

《負傷の原因の記載例》

1. 私用で自転車に乗って買い物に行く途中、縁石に乗り上げ転倒して負傷。
2. 自宅で階段を踏み外し転落して負傷。
3. 学校でサッカーの部活中、ボールを強くキックした時に捻り負傷等。

《好ましくない記載例》

1. 起床時傷める。
2. スポーツをして傷くなった。

Q3：脱臼又は骨折に対する施術に係る医師の同意を得た旨は、毎月の支給申請書毎に記載する必要はあるのか？

A：毎月の支給申請書毎に必要となります。

※注 後療料の算定は同意後となります。

【主な会務状況】

- ・7月1日 IT委員会開催
- ・7月5日 理事会等運営打ち合わせ会：正・副会長、企画総務・経理各部長
- ・7月8日 理事会開催
- ・7月12日 新入会者指導日 会員相談日：正・副会長、企画総務・保険両部長
- ・7月13日 広報部会開催
- ・7月15日 緊急理事会開催
- ・7月15日 評議員会開催

【今後の主な予定】

- ・7月30日 臨時総会 午後5時より 本会会館3階 大会議室
- ・11月6日 学術研修会
- ・12月18日 保険業務講習会 上尾市文化センター
- ・H24.3月11日 関東学会茨城大会

【公益社団法人移行認定申請への主な予定】

- ・8月末頃 認定申請書提出予定

※ 申請書類提出まで適宜医療整備課との調整を行う予定



バラの中のアマガエル